

国民健康保険加入の皆様へ

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

HP 18500



子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業の皆様から医療保険の保険料(税)とあわせて「子ども・子育て支援金」を負担していただき、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。他の医療保険と同様に、国民健康保険でも令和8年度から、従来の医療・後期高齢・介護に加えて『子ども・子育て支援金』分の国民健康保険税が加算されます。



Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、下記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q いつから始まるの?

A 令和8年度国民健康保険税から徴収が始まります。これは国民健康保険だけでなく、ほかの公的医療保険に加入されている人も同様です。

Q 支援金っていくら負担になるの?

A 令和8年度の国民健康保険税の税率は次のとおりです。

	所得割	均等割(1人当)	平等割(1世帯当)
基礎課税額(医療分)	8.40%	26,000円	27,600円
後期高齢者支援金等課税額(後期分)	2.70%	8,000円	9,200円
介護納付金課税額(介護分)	1.80%	8,000円	7,200円
新設 子ども・子育て支援納付金課税額(子ども・子育て分)	0.29%	1,100円	1,000円
合計	13.19%	43,100円	45,000円

拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出産後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 こども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

問 税務課 課税G ☎ 77-6534

企画事業を募集します

びほろの活力共創事業補助金

HP 11953



町民の皆様のアイデアで、地域の課題解決や地域活性化のため、新たに企画する事業を実施してみませんか。

募集期間 4月1日(水)～24日(金)
(受付時間 平日8:45～17:30)

応募資格・要件

- ①町内の自治会やNPO法人、町民で構成される団体。
 - ②3人以上で組織され、代表者・事務所が町内にある団体。
- ※政治団体や宗教活動を目的とする団体は除きます。

応募予定の団体の方は日程に余裕をもって事前にご相談ください。

対象事業・補助金額

区分	補助率(対象経費のみ)		上限
地域活性化事業(ソフト)	1年目	10/10以内	50万円
	2年目	8/10以内	40万円
	3年目	6/10以内	30万円
設備投資事業(ハード)	5/10以内		100万円

※補助対象経費の詳細は町HPをご覧ください。

※地域活性化事業は、同一団体が行う同一事業に限り3年目まで応募することができます。



町HP

応募方法

必要書類(事業企画書等)を作成のうえ、町民活動G(窓口1番)に提出してください。

※必要書類は、窓口で配布及び町HPからもダウンロードできます。

事業の審査

応募いただいた事業は、審査委員会において応募団体から事業概要のプレゼンテーションをしていただき、審査します。

2年目以降の継続事業は書類審査のみとなります。審査日は応募団体に後日連絡します。



びほろの活力共創事業補助金 Q&A

Q びほろの活力共創事業はどんな事業ですか?

A 町民の皆様が、町の課題解決や活性化に向け新たに企画し、自ら実践する事業に対し補助金を交付し、町の活力を共創し、応援する事業です。

Q どんな事業が対象になるの?

A 町の課題解決や活性化のため「誰もが参加できる」公益的な事業が対象です。この事業によって町が良くなる、課題が解決されるなど、事業によって「びほろの活力」が共創される企画・事業に補助金を交付します。

問 町民活動課 町民活動G(窓口1番) ☎ 77-6537